

(案)

【資料—5】

荒川区一般廃棄物処理基本計画の策定に関する
基本的な考え方について

(答申)

令和5年1月

荒川区清掃審議会

1 計画の策定について

(1) 計画策定の背景

荒川区では、これまでの大量生産・大量消費型の社会経済活動による廃棄物の大量発生等による環境問題への反省から、「最適生産・最適消費・最小廃棄」社会に向けて、区民、事業者および区（環境区民）が一体となり、明確な目標と強い問題意識をもって、持続可能な質の高い循環型社会を構築していくため、様々な施策を実施してきました。

国においては、平成 30（2018）年に策定された「第五次環境基本計画」の中で、「持続可能な開発目標（SDGs）」の考え方も取り入れ、6 つの重点戦略を設定し、様々な観点からイノベーションを創出し、経済的・社会的課題の解決を実現することで、将来に渡り「新たな成長」につなげていくことが提唱されています。それらを踏まえ、平成 30（2018）年には「第四次循環型社会形成推進基本計画」が策定され、循環型社会※形成に向けた 7 つの中長期的な方向性が示されました。

また、世界的な問題となっている海洋プラスチック汚染の対策については、令和元（2019）年に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、令和 4（2022）年には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取り組み（3R+Renewable）を促進するための基本方針が示されています。

さらに、平成 27（2015）年には COP21 において、令和 2（2020）年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際的な枠組みとして「パリ協定」が採択され、我が国では令和 2（2020）年に、内閣総理大臣が所信表明演説において、2050 年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを表明する等、廃棄物分野では特にプラスチックや食品ロス※削減対策強化による温室効果ガス削減が重要となり、ゼロエミッションに向けた動きが加速しています。

荒川区では、「荒川区一般廃棄物処理基本計画」を平成 29（2017）年に中間見直し（以下平成 29（2017）年改定の計画を「前計画」という。）を行い、「環境区民による質の高い循環型社会の構築」を基本理念とし、4 つの基本方針を定め、重点的な取り組みとして、食品ロス削減事業（荒川もったいない大作戦）の展開、平成 28（2016）年にオープンした「あらかわりサイクルセンター」でのびん、缶、トレイ、ペットボトルの資源化の開始、小学生の社会科見学の受入れやりサイクル工房・教室の開催等、循環型社会の構築に向けた取り組みを推進してきました。また、令和 2（2020）年から世界的に大流行している新型コロナウイルス感染症の拡大の状況下でも体制維持のため、様々な感染対策を講じ、清掃事業を継続させてきました。

このような状況の下、現行計画で設定した数値目標等の達成状況、社会・経済情勢とともに年々変化するごみや資源の現状を踏まえた排出量・処理量等の将来予測をし、より質の高い循環型社会の構築に向けた新たな一般廃棄物処理基本計画を策定することとしました。

(2) 計画の位置付け

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づき、今後の清掃・リサイクル事業の方向性を定めるものです。

また、食品ロスの削減の推進に関する法律第 13 条第 1 項の規定に基づく「食品ロス削減推進計画」を包含し策定するものです。

(3) 計画の期間

この計画は、令和 5（2023）年度から、令和 14（2032）年度までの 10 年間を計画期間とすることが適当と考えます。

なお、5 年後の令和 9（2027）年度に、法改正や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

2 清掃・リサイクル事業の現状

(1) 現状

荒川区では、平成 23 年度に策定し、平成 28 年度に中間見直しを行った「荒川区一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみの減量・リサイクル施策に積極的に取り組み、年間の区民 1 人 1 日当たりの総ごみ量は令和 3 年度実績で平成 22 年度と比較し 141 g（17.6％）減少しました。またリサイクル率は平成 22 年度から 2.0 ポイント上昇し、18.4％となっています。

しかし、より質の高い循環型社会の形成のためには、更なるごみの減量と資源化を図っていくことが必要です。

(2) 課題

より質の高い循環型社会の形成のため次の課題解決が重要です。

① 家庭ごみの削減

令和 2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛やテレワークの影響により家庭ごみが増加したように思われます。近年の区民のごみ減量意識の高まりから見ても感染症の影響が落ち着けば再び減少傾向に推移すると考えられますが、地域の中で清掃活動等に尽力してくれている区民の取り組み等に引き続きスポットライトをあてる等、区民全体の意識を向上させる事業を充実していく必要があります。

② 食品ロスの削減

荒川区が令和 3 年度に実施した排出原単位実態調査によると、家庭の可燃ごみの中に、まだ食べられるのに捨てられているいわゆる食品ロスが 4.5％含まれています。荒川区では、食品ロス削減を推進する施策を実施してきましたが、今後も、引き続き効果的な施策を講じていくことに加え、飲食店へのマイ容器の持参や、ドギーバッグの検討等といった新たな事業展開の検討を進めていく必要があります。

③ 事業系ごみの削減

事業系ごみの中には資源である紙類がまだ多く含まれております。またごみの排出についてもごみ処理券を貼付していない事例もあることから、区内小規模事業所等へのごみの排出抑制や分別、適正なごみ処理券の貼付等に向けた効果的な施策を検討していかなければなりません。

また、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラ新法）に係る効果的な普及・啓発を行っていく必要があります。

④ 家庭ごみのリサイクル

家庭の可燃ごみ・不燃ごみの組成調査結果をみても、紙類、繊維類、小型家電等、資源化できるものがまだ多く含まれています。分別を更に促すとともに、あらかじめリサイクルセンターを活用し、区民等の意識を更に向上させる必要があります。

⑤ プラスチックごみ対策

家庭の可燃ごみの中には製品プラスチックが含まれています。荒川区で令和4年3月から実施している廃プラスチックのモデル回収事業の結果を検証するとともに廃プラスチックの資源化拡大への取り組みを進める必要があります。

⑥ 高齢化への対策

荒川区では年々高齢者人口は増加しており、高齢者割合は 20%を超え、高齢者の単身世帯も年々増加傾向で推移しています。高齢者等、ごみ・資源を集積所に出すことが困難な区民に対しての戸別訪問収集等の施策を充実する必要があります。

⑦ 外国の方や転入者等への対応

言葉の壁や文化の違いにより区の分別方法を把握することが難しい外国の方や、荒川区の分別方法を知らない区外からの転入者が再び増加に転じることが予測され、そのような方々への周知・啓発に一層丁寧に取り組む必要があります。加えて、排出原単位等実態調査からみて排出量が多い集合住宅及び単身世帯も近年大幅に増加しており、実態に即した施策を検討していく必要があります。

⑧ 緊急時の対応

今後発生が予測されている首都直下型地震等の災害や、新型コロナウイルス感染症拡大といった様々な緊急事態時であっても、引き続きごみを迅速かつ適正に処理する体制を確保する必要があります。

⑨ 清掃・リサイクル事業の適正な運営

清掃・リサイクル事業に要する経費は、平成 29（2017）年度以降、資源回収品目を増やす等の取り組みもあり、増加傾向にあります。今後も費用対効果を考慮し、AI等のIT技術を活用した収集業務の作業効率化を検討していく必要があります。

また、リチウムイオン電池[※]等、取扱いに注意を要する廃棄物の適正な排出方法の啓発も進めていく必要があります。

3 基本理念・基本方針

(1) 基本理念

環境区民による質の高い循環型社会の構築へ ～SDGsの達成へみんなで一歩踏み出そう～

平成 27(2015)年の国連サミットにおいて採決された、国際目標であるSDGsの視点から、「食品ロス」は、食料の損失・廃棄の削減が目標に設定され、また「プラスチック」についても、海洋汚染が世界全体の課題となっており、これらごみに関する様々な課題は、SDGsに関連した重要なテーマとなっています。

そこで、新たな計画の基本理念は、現行計画の基本理念である「環境区民による質の高い循環型社会の構築」を目指す区の基本的な考えは引き継ぎ、SDGsの趣旨を踏まえ、現在環境区民が実践してきたことを進めつつ、さらに新しい取り組みや、思っていたことを行動に移したり、これまでやってきたことを人に伝えてみたりといった、環境区民一人ひとりが一歩踏み出し、持続可能な循環型社会の構築していくべきと考えます。

(2) 基本方針

基本理念を実現させるためには、3Rの考え方（ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル））に基づいて、環境区民それぞれが協働し、当事者意識をもって、取り組んでいくことが大切です。そのための基本方針として次の3つの基本方針を掲げ、施策や事業を展開していく必要があります。

基本方針Ⅰ リデュース・リユースの推進

リデュース、リユースの取り組みによって排出抑制に努めるとともに、環境区民がごみ減量に積極的に取り組めるよう、環境学習の充実を図りながら、食品ロスの削減についても推進していくことが必要です。

基本方針Ⅱ 質の高いリサイクル

リデュース・リユースの推進を行った上で排出された資源については、コストや環境負荷に配慮しつつリサイクルを推進する必要があります。

基本方針Ⅲ 適正なごみ処理

3Rを推進した上でも排出されたごみについては、区民等のニーズを的確に把握し、区の地域特性を踏まえ、適正に処理することが必要です。また社会の動向に対応したごみ収集を実施するとともに、環境負荷の軽減並びにIT技術の活用による効率化の推進に努める必要があります。

4 計画目標

新たな計画では、基本理念の実現に向けて、ごみ減量・資源化の具体的な数値目標を設定する必要があります。

(1) 個別の数値目標

① 家庭ごみの削減

食品ロスの削減

令和 3(2021)年度と比較し、中間年度の令和 9(2027)年度には約 10%(令和 3(2021)年度比で推定 2.3g 減)、最終年度の令和 14(2032)年度には約 20%(令和 3(2021)年度比で推定 4.5g 減)の削減を目指す必要があります。

プラスチックごみの削減

令和 3(2021)年度と比較し、中間年度の令和 9(2027)年度には約 12.5%(令和 3(2021)年度比で推定 10.1g 減)、最終年度の令和 14(2032)年度には約 25%(令和 3(2021)年度比で推定 20.2g 減)の削減を目指す必要があります。

紙類・繊維類の資源化

令和 3(2021)年度と比較し、中間年度の令和 9(2027)年度には約 12%(令和 3(2021)年度比で推定 5.7g 減)、最終年度の令和 14(2032)年度には約 24%(令和 3(2021)年度比で推定 11.3g 減)の資源化を目指す必要があります。

その他のごみの削減

令和 3(2021)年度と比較し、中間年度の令和 9(2027)年度には約 7%(令和 3(2021)年度比で推定 24.6g 減)、最終年度の令和 14(2032)年度には約 14%(令和 3(2021)年度比で推定 49.2g 減)の削減を目指す必要があります。

② 事業系ごみの削減

資源となる紙類の資源化

令和 3(2021)年度と比較し、中間年度の令和 9(2027)年度には約 5%(令和 3(2021)年度比で推定 0.3g 減)、最終年度の令和 14(2032)年度には約 10%(令和 3(2021)年度比で推定 0.7g 減)の資源化を目指す必要があります。

資源となる紙類以外のごみの削減

令和 3(2021)年度と比較し、中間年度の令和 9(2027)年度には約 3%(令和 3(2021)年度比で推定 3.4g 減)、最終年度の令和 14(2032)年度には約 6%(令和 3(2021)年度比で推定 6.7g 減)の削減を目指す必要があります。

(2) 総排出量・総ごみ量の目標数値

① 総排出量

指 標

区民 1 人 1 日当たりの総排出量(総ごみ量+資源回収量)

現行計画の達成状況

平成 22 年度 960 g ➡〔実績〕令和 3 年度 783 g (▲177 g)

目標値

令和 14 年度までに、区民 1 人 1 日当たりの総排出量を 97 g (12.4%) 削減 (令和 3 年度比)

②総ごみ量

指 標

区民 1 人 1 日当たりの総ごみ量

現行計画の達成状況

平成 22 年度 800 g ➡〔実績〕令和 3 年度 659 g (▲141 g)

目標値

令和 14 年度までに、区民 1 人 1 日当たりの総ごみ量を 95 g (14.4%) 削減 (令和 3 年度比)

③リサイクル率

指 標

リサイクル率 (資源回収量 ÷ 総排出量 × 100)

現行計画の達成状況

平成 22 年度 16.4% ➡〔実績〕令和 3 年度 18.4% (+2.0 ポイント)

目標値

令和 14 年度までに、リサイクル率を 20.4%に向上

5 食品ロス削減推進計画

(1) 基本事項

① 計画策定の趣旨

「食品ロス」とは、本来食べられるにも関わらず廃棄される食べ物のことであり、食品の生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。国連食糧農業機関 (FAO) の報告によると、世界の食品廃棄量は年間約 13 億 t と推計され、消費のために生産された食料の 3 分の 1 が廃棄されています。また、平成 27 (2015) 年 9 月に国連サミットで採択された持続可能な開発のための 2030 アジェンダに基づく持続可能な開発目標 (SDGs) でも、「目標 12.つくる責任つかう責任」において、食料廃棄の半減が重要な柱として位置づけられています。

日本国内では、食料を海外からの輸入に大きく依存しており、令和 2 (2020) 年度の食料自給率 (カロリーベース) は 37%となっています。また、本来食べられるにも関わらず廃棄される食品ロスは約 522 万 t (令和 2 (2020) 年度推計値) 発生しており、そのうち家庭からは約半分の 247 万 t 発生しています。

以上のように、国内においては、大量の食品ロスが発生している状況に加えて、食料を海外からの輸入に依存する割合が大きいことから、食料自給率を上げていくこととともに、SDGs の観点からも食品ロスの削減が重要な課題となっています。

このようなことから、国では、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、令和元（2019）年 5 月に食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元（2019）年法律第 19 号）を制定し、同年 10 月 1 日に施行されました。また、東京都においても、事業者、消費者等の多様な主体と連携し、食品ロス削減の取り組みを総合的かつ効果的に推進するため「東京都食品ロス削減推進計画」を令和 3（2021）年 3 月に策定しています。

荒川区では、食品ロスの削減に向けた取り組みは現行計画においても、啓発活動やもったいないレシピのアイデア募集等を重点的な取り組みとして位置づけ、取り組みを進めてきましたが、区の食品ロス削減の取り組みをより一層充実させ、総合的かつ計画的に推進するため「荒川区食品ロス削減推進計画」を新たに策定することとしました。

② 計画の位置付け

食品ロス削減推進計画は、食品ロスの削減の推進に関する法律第 13 条第 1 項の規定に基づき策定する「市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画」（市町村食品ロス削減推進計画）として位置づけられた計画です。

③ 食品ロス削減の考え方

荒川区で一般廃棄物の処理に要した令和 2（2020）年度の費用は 32 億 6 千万円となっており、社会的コストや家計負担を軽減する観点からも貴重な食料資源の無駄をなくしていくことが重要です。

そのため、区民、事業者、行政の各主体は、生産から消費に至るまでのあらゆる段階から様々な形で食品ロスが発生していることを意識した上で、廃棄物削減における 3R（リデュース、リユース、リサイクル）を基本に、まず、食品ロスを発生させない、発生しているものを減らしていく発生抑制（リデュース）を最優先に取り組むことが重要となります。

また、様々な理由で不要となった食品についても安易に廃棄せず、出来るだけ食品として有効活用（リユース）し、それでもやむを得ず発生する食品ロスについては飼料化や肥料化等の再生利用（リサイクル）に努めていくことが必要です。

（2） 方針・目標

① 基本方針

一般廃棄物処理基本計画の基本理念は、「環境区民による質の高い循環型社会の構築」としており、本計画でも同様に区民・事業者・行政がそれぞれの役割を理解し、協働して取り組み、食品ロスの削減を通じて循環型社会の実現を目指す必要があります。その実現のため次の 2 つを食品ロス削減推進の基本方針として掲げ取り組んでいくことが重要です。

I. リデュースを最優先とした食品ロス削減に向けた取り組み

II. リユースとリサイクルを推進する取り組み

② 計画目標

東京都の目標と同様、荒川区でも毎年2%減で10年後の令和14（2032）年度で20%減を目指す必要があります。

指 標

区民1人1日当たりの食品ロス発生量

現在の食品ロス発生量

平成3年度 22.6g

目標値

令和14年度までに、区民1人1日当たりの食品ロス発生量を4.5g（20%）削減（令和3年度比）

③ 具体的な施策（食品ロス削減）

● 教育及び学習の進行、普及活動

区民が、食品ロスの削減について、理解と関心を深めるとともに、自発的に取り組むことを促進するよう、家庭における食品ロスの削減に向けた知識の普及や、幅広い世代に向けた啓発を推進することが必要だと考えます。

● 食品の関連事業者等の取り組みに対する支援

食品の生産から消費に至る一連の過程における食品ロスの削減の効率的な推進を図るため、食品関連事業者（特に飲食店や小売店）と相互に連携し、取り組みを支援していくことが必要だと考えます。

● 先進的な取り組みの情報収集及び提供

国や東京都等からの先進的な取り組み事例の情報提供を行っていくとともに、ICT等の新技術活用による取り組みを推進することが必要だと考えます。

● 未利用食品等を提供するための活動の支援等

フードドライブ活動等は、食品ロスの削減に大きく寄与することからも、その活動を広く紹介し、理解を深めるための啓発を実施することで活動を推進し、取り組みを支援していくことが必要だと考えます。

6 目標達成に向けた施策

基本方針1 リデュース・リユースの推進

現行計画の考え方を引き継ぎ、ごみ減量のために、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）の取り組みによって排出抑制に努めていくことが求められます。また、区民がごみ減量に積極的に取り組めるよう、環境学習*の充実を図るとともに食品ロスの削減を推進していくことが必要です。

施策（1）環境学習の強化

区民がごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）に積極的に取り組めるよう、あらかわりサイクルセンターや区民が楽しめるイベントを活用しながら、環境学習を充実させ、環境に対する意識の向上を図っていくことが重要です。特に未来を担う子どもに対しては学校や地域との連携や子ども向けパンフレット等を通して、その推進を図っていくことが必要

です。

施策（２）食品ロスの削減

食品ロスの削減に関しては、食品ロス削減推進計画に準拠します。

施策（３）家庭ごみ・事業系ごみの削減

家庭ごみ削減にあたっては、生ごみの減量を図るため、家庭用生ごみ処理機等の助成制度等を継続するとともに、水切り等の啓発活動の充実に努めることが重要です。また家庭ごみ有料化の導入についても効果や課題を調査研究し検討を進める必要があります。

事業系ごみの削減にあたっては、資源化できる仕組みづくりの検討や資源化可能物の処理方法の情報発信等を行い、できる限り焼却処理は行わない方向性を検討していくことが必要です。

施策（４）再使用（リユース）の推進

フリーマーケットや再使用（リユース）の講座の開催、不用品情報交換制度等を引き続き実施するとともに、参考となる他の自治体やNPO 法人等の取り組みを紹介し、再使用（リユース）に係る事業を推進していくことが必要です。

基本方針２ 質の高いリサイクル

リデュース・リユースの推進を行った上で排出されたごみについては、コストや環境負荷に配慮しつつリサイクルを推進していくことが求められます。具体的にはプラスチックの資源循環を推進していくとともに、粗大ごみ・不燃ごみの資源化、あらかわリサイクルセンターの活用等、様々なリサイクル施策を実施していくことが必要です。

施策（１）プラスチック資源循環の推進

海洋プラスチックごみ問題は世界的かつ喫緊の課題であり、またプラスチックごみ焼却に伴う温室効果ガスの問題等もあり、今後はプラスチックごみの削減に向けた取り組みを拡大していかなければなりません。現在荒川区で実施している廃プラスチックのモデル回収事業の検証を踏まえた廃プラスチックの資源化拡大への取り組み、事業者と連携したプラスチックごみ減少の推進、プラスチックごみ削減に向けた啓発の強化等、なるべくプラスチックごみを出さないライフスタイルへの転換を図っていく必要があります。

施策（２）資源回収方法の充実

荒川区が回収する不燃・粗大ごみからの資源回収を引き続き実施していくことに加え、小型家電や廃食油等の資源回収方法の拡充を検討していく必要があります。

また、町会等が主体となって実施している集団回収が主体的かつ持続可能なものとなるよう支援を行うことが必要です。

施策（３）資源化の更なる徹底

現在まだ分別回収を行っていないリサイクル可能な品目の回収拡大を検討することに加え、民間のリサイクル事業者との連携を図ることが重要です。

また、区民に対してごみ・資源の分別やリサイクルの方法等の情報を多様な方法により的確に伝えることで、効果的な普及啓発に努めていくことが必要です。

施策（４）事業系ごみのリサイクルの推進

事業者が排出する紙類を資源として回収するエコノミックリサイクル利用の周知や、事業者の自主的なリサイクルシステムの構築に働きかけていくことが重要です。

基本方針3 適正なごみ処理

3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進した上で排出されたごみについては、区民等のニーズを的確に把握し、地域特性を踏まえ効率的かつ効果的な分別収集体制の整備を図らなければなりません。また、高齢化の進展や単身世帯・外国の方の増加といった社会の動向に対応したごみ収集を実施し、あわせて、ごみ収集の実施においては、環境負荷の軽減並びにＩＴ化の推進に努めていく必要があります。

施策（１）区民・事業者・行政の相互理解と協力体制の構築

計画目標を達成するためには、区民・事業者・区の環境区民がそれぞれの役割を担う協働体制を推進し、情報交流を図りながら連携していく必要があります。

区民や事業者に効果的に啓発できる情報提供の充実を図り、3Rリーダー等を養成し、双方向の情報交換を進めていくことが大切です。

また、事業者へは責任ある製品づくりだけでなく、不用になった製品の自主回収の充実に努めるように求めていくとともに、事業系ごみの適正な排出について助言・指導を図っていく必要があります。

施策（２）清掃・リサイクル情報の「見える化」の促進

ごみ減量・リサイクルに関する取り組みをより一層推進していくに当たり、優れた取り組みを行っている事業者等を紹介していくことが大切です。

また、「見える化」のため、ごみ量や清掃・リサイクル事業に係る経費や取り組み等について、分かりやすく示していく必要があります。

施策（３）清掃事業の適正な運営

効率的かつ効果的な分別収集体制の整備を図り、高齢化の進展や排出されるごみ・資源の変化等といった社会の動向にも対応したごみ収集を、ＩＴ技術活用も検討しながら、実施していく必要があります。

また、大規模災害発災時の災害廃棄物処理対策の充実や、感染症発生時の安定的・継続的な収集・運搬体制の構築を図ることが重要です。

7 計画の推進に向けて

（１）推進体制

基本理念の実現に向けて、3つの基本方針に基づき、各施策を区民・事業者・区による環境区民が協働により推進し、より質の高い循環型社会の構築に向けて目標の達成を目指していく必要があります。

① 環境区民の役割

区民の役割

区民は主に次の役割が求められます。

- ・ごみや資源の排出のルール・マナーの遵守
- ・ごみの排出抑制や再使用（リデュース・リユース）の意識
- ・荒川区の地域特性であるボランティア精神を活かした「集団回収※」の実施

事業者の役割

事業者は主に次の役割が求められます。

- ・排出事業者責任※に基づく適正処理
- ・ごみの排出抑制やリサイクルの更なる推進

区の役割

区は主に次の役割が求められます。

- ・地域との連携
- ・ごみ減量やリサイクル推進に関する啓発活動
- ・あらかわりサイクルセンターの活用
- ・荒川区リサイクル事業協同組合との協働
- ・他の計画（荒川区地球温暖化対策実行計画等）を意識した事業展開
- ・国や東京都に対しての制度改善等に関する働きかけ

② 荒川区清掃審議会

区長の付属機関であり、学識経験者、区議会議員、区民、事業者等で構成される荒川区清掃審議会は、引き続き、今後の清掃・リサイクル行政を進める上での重要な事項について調査・審議を行っていきます。また荒川区一般廃棄物処理基本計画の進捗状況を管理し、施策の推進に当立っていく必要があります。

（２） 計画の進捗管理

PDCＡサイクル（計画・実施・評価・改善見直し）を適切かつ効果的に運用し、継続的・段階的に効果を検証しつつ改善を図りながら計画を発展的に実施していく必要があります。

進捗状況を管理するために、「計画目標」に加え、具体的な数値目標は設定しないが定期的に推移を把握するための「モニター指標」を用いて、これらの結果を評価し、課題をまとめていくことが重要です。

※「モニター指標」における指標は「ごみ量に関する指標」「廃プラスチック回収量に関する指標」「コストに関する指標」「区民の意識に関する指標」を使用。